

議案第 4 5 号

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議案第45号 参考資料

山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>